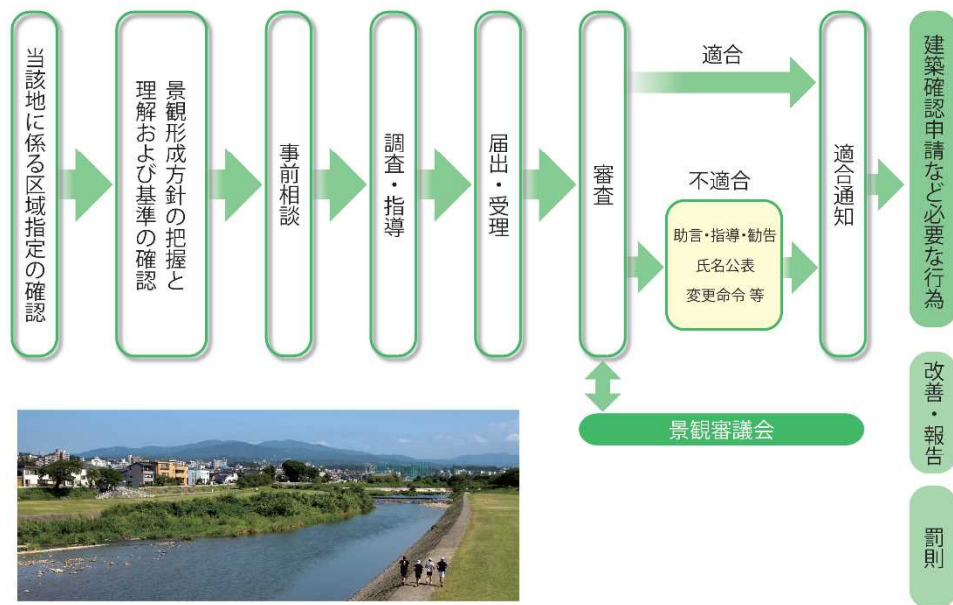


届け出の流れ



市民の自主的なまちづくりを援助します

すぐれた景観をつくりあげていくためには、まちづくりのルールが不可欠です。市民の皆様が互いに協力して景観づくりを進めるルールをきめ、そのルールが円滑に守られるようなしくみをつくりあげていく必要があります。このような市民の自発的な景観づくりへの取り組みを積極的に援助していきます。

景観協定

地域の景観をまもり、そだて、つくるために、建築物、工作物、植栽などについて「景観協定」を結ぶことができます。

表彰

美しい景観のまちづくりの推進に著しく貢献された市民その他の方々を広く「表彰」いたします。

援助

美しい景観のまちづくりを推進するため、必要に応じ「技術的援助」や「財政的援助」を行います。

景観審議会

本市の美しい景観のまちづくりを推進するため、「金沢市景観審議会」を設置します。この審議会は、関係行政機関の職員、関係団体を代表する者および知識経験者により構成され、市長の諮問に応じるほか、美しい景観のまちづくりに関し、必要な事項について調査・審議をし、必要な事項を市長に建議します。

このパンフレットについてのお問い合わせは

金沢市景観政策課

〒920-8577 金沢市広坂 1-1-1

T E L (076)220-2364 F A X (076)224-5046

E-mail keikan@city.kanazawa.lg.jp

金沢の景観

検索



金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例

美しい景観のまちづくりをめざして
この条例は、美しい景観のまちづくりを総合的に推進することにより、本市の個性と魅力を磨き高め、後代に継承することを目的としています。



美しい景観のまちづくり

景観計画区域

景観法及び本条例に基づく金沢市景観計画において、金沢市全域を景観計画区域としています。

景観形成区域及び重要広域幹線景観形成区域の指定

景観計画区域のうち、景観形成区域として、「伝統環境保存区域」、「伝統環境調和区域」、「近代的都市景観創出区域」を指定します。また、隣接する市町とつながる広域幹線沿道で景観上重要な区域を「重要広域幹線景観形成区域」に指定します。

景観地区

景観特性を活かした良好かつ魅力的な景観形成が特に求められる地区として、長町景観地区を指定しています。

景観形成方針と基準

各区域毎に「景観形成基準」を定め、特に景観形成区域については、地区毎の「景観形成方針」を示し、良好な景観誘導を図ります。

美しい景観のまちづくりに重大な影響を及ぼすおそれのある行為

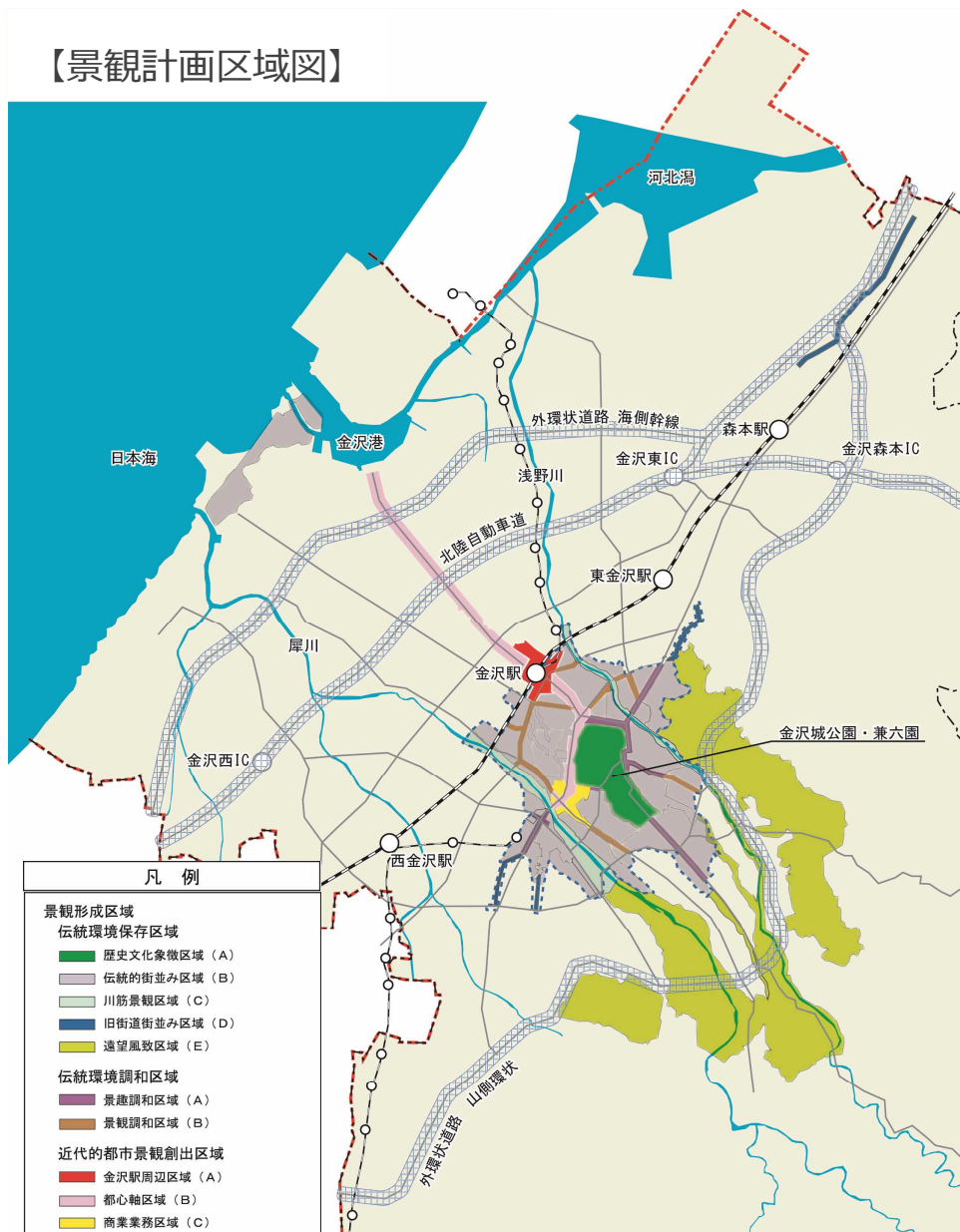
「美しい景観のまちづくりに重大な影響を及ぼすおそれのある行為」または「景観形成方針・基準に適合しない行為」については助言・指導・勧告及び氏名公表、変更命令（形態意匠に限る）の対象になります。

景観重要建造物等

地域にとって良好な景観形成上、重要な存在であると認められ、公共の場所から容易に見ることのできる建造物を「景観重要建造物」、樹木を「景観重要樹木」として指定します。

金沢市

【景観計画区域図】



※この他、伝統環境保存区域（伝統的街並み区域）として、二俣・田島地区、湯涌温泉街地区があります。

届出等が必要な行為

届出等対象行為 次の表に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ届出等が必要となります。

行為の種類	届出等対象規模		
	景観計画区域		
	その他の区域 ※：景観計画区域のうち、「景観形成区域」及び「重要広域幹線景観形成区域」を除く区域	重要広域幹線 景観形成区域	景観形成区域 伝統環境保存区域 伝統環境調和区域 近代的都市景観創出区域
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 「建築物の建築等」	高さが10mを超えるもの 又は 市街化区域内における土地面積が3,000㎡以上のもの 市街化区域外における土地面積が1,500㎡以上のもの	高さが10mを超えるもの 又は 建築面積が500㎡を超えるもの 又は 市街化区域内における土地面積が3,000㎡以上のもの 市街化区域外における土地面積が1,500㎡以上のもの	すべて
		太陽光発電設備等を使用または設置する建築物にあっては、高さ10mを超える建築物に設置するもの又はモジュール面積(太陽電池モジュール又は集熱器の面積で、市長が定める基準により算定した面積)の合計が50㎡を超えるもの	
工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 「工作物の建設等」	高さが10mを超えるもの 屋根面に設置されるもので高さが1.5mを超えるもの ただし、太陽光発電設備等にあっては、高さ10mを超える建築物に設置するもの又はモジュール面積の合計が50㎡を超えるもの		
開発行為 (都市計画法第4条第12項に規定するもの)	市街化区域内における土地面積が3,000㎡以上のもの 市街化区域外における土地面積が1,500㎡以上のもの		
土地の開墾 その他の土地の形質の変更 (開発行為を除く)			
木竹の伐採 又は 物件の堆積			

主な助成制度

事業名	対象事業	補助率	限度額	対象区域
景 観 修 景 事 業	生垣整備 (新設)	25%・70%	20・50万円	市内全域 (景観形成区域、重要広域幹線景観形成区域内は70%、50万円) (上記以外は25%、20万円)
	土堀 (修復)	70%	200万円	景観形成区域
	土堀 (新設)	70%	50万円	伝統環境保存区域
	板垣・竹垣 (新設・修繕)	70%	50万円	伝統環境保存区域

※景観形成区域とは、「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」に定める伝統環境保存区域、伝統環境調和区域並びに近代的都市景観創出区域をいいます。
※上記の事業のうち、複数の助成を受けられる場合は、補助金総額の限度額は50万円となります。